

# 時代が求める 9 条とその価値 ～ 「平和のうちに生きる権利」 を考える～

講師：小沢 隆一さん  
東京慈恵会医科大学 教授



小沢 隆一さん

## 開催概要

日時：2021 年 12 月 20 日(月)

14:00—16:00

場所：オンライン開催

参加人数：38 人

担当：憲法委員会

自民党は、2020 年 6 月 30 日「ミサイル防衛に関する検討チーム」（座長・小野寺五典元防衛大臣）の初会合を開き、「敵基地攻撃能力」の保有に関する議論を始めた。それに先立ち、陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の配備計画を撤回し、安全保障戦略を見直すことになった。「敵基地攻撃能力」とは、弾道ミサイルの発射基地など、敵の基地を直接、攻撃できる能力を指し、「先制攻撃」とは違う。しかし何を攻撃の「着手」とするのか不明確で国際法違反の「先制攻撃」と区別しにくい。

これまで日本政府は、相手基地への攻撃は米軍にゆだね、自衛隊は攻撃的な武器を持たずに防衛に専念し、敵基地攻撃能力は政策的に保有しないとしてきた。ところが一方で、敵基地攻撃を可能にする巡航ミサイルや F 35 ステルス戦闘機の取得、「いずも」型護衛艦の空母化などをなし崩し的に進めてきた。この既成事実の上に立って、従来の方針を正面から転換しようとしている。敵基地攻撃能力論は、安保法制による集団的自衛権行使容認とともに、将来の 9 条改憲への布石として持ち出されてきている。

敵基地攻撃には①移動式ミサイル発射機や地下ミサイル基地を把握するための衛星や無人偵察機による偵察の強化、②レーダーや対空ミサイルの無力化のためのものを含む膨大なミサイルの保持が必要となる。ミサイルを増強しあうことで生じる国家間の対立は、コロナ対策の国際協力にとっての阻害要因ではない。

自民党や政府は、敵基地攻撃能力論の根拠として、「日本を取りまく安全保障環境がいつそう、厳しくなっている」ことを挙げ、北朝鮮や中国のミサイル開発を敵基地攻撃能力論の口実としているが、両国のこうした動きの意味は、在日、在韓の米軍とその攻撃能力の存在、すなわち北東アジアにおける軍事同盟体制の重圧抜きにはとらえられない。

ミサイル開発とミサイル防衛、敵基地攻撃による終わりなき軍備の拡張という負の連鎖を断ち切るためにも、北東アジアにおける軍事同盟体制の解消こそが、今、平和に生きる権利として切実に求められている。